

専門職学科の制度上の位置付けと学位の表記について(案)

《案の1》:「学士」・「短期大学士」+専攻分野名

【専門職学科の位置付け】

- 既存の大学制度の下、実践的・創造的な専門職養成を必ず行うものとして位置付け。
 ※ 既存の大学等の教育課程の基準(教育課程の編成方針)に加え、専門職大学等と同様の教育課程の基準を適用



【専門職学科の学位の表記】

- 既存の大学等と同様、「学士」+専攻分野名]又は[「短期大学士」+専攻分野名]とするが、付記する専攻分野名は、学問分野でなく、職業・産業分野の名称とする。
 (~ 既存の大学等の学位と区別するため、専門職大学等の学位と同様、「●●学士」、「●●短期大学士」のように、「学士」又は「短期大学士」の前に専攻分野を付記する。)

<学位の表記に関する整理>

	右以外のもの	制度上、専門職養成を行うこととされたもの	制度上、専門職養成に特化したもの
大学院	【博士課程】 博士(○○) 【修士課程】 修士(○○)	—	【専門職学位課程(専門職大学院)】 法務博士(専門職) 教職修士(専門職) ●●修士(専門職)
大学	【大学の学部・学科】 学士(○○)	【大学の専門職学科】 ●●学士 [別案;学士(●●)]	【専門職大学】 ●●学士(専門職)
短期大学	【短期大学】 短期大学士(○○)	【短期大学の専門職学科】 ●●短期大学士 [別案;短期大学士(●●)]	【専門職短期大学】 ●●短期大学士(専門職)

※ ○○;主として学問分野、 ●●;主として職業・産業分野 (●●は、必ず職業・産業分野)

《案の2》:「学士」・「短期大学士」+「専門職」+専攻分野名

【専門職学科の位置付け】

- 制度上、実践的・創造的な専門職養成に特化したものとして位置付け。
 ※ 大学等の専門職学科には、既存の大学等の教育課程の基準(教育課程の編成方針)に代えて、専門職大学等と同じ教育課程の基準を適用



【専門職学科の学位の表記】

- 専門職大学等と同様、学位の表記に「専門職」の文字を付すとともに、付記する専攻分野名は、学問分野でなく、職業・産業分野の名称とする。

<学位の表記に関する整理>

	右以外のもの	制度上、専門職養成に特化したもの	
大学院	【博士課程】 博士(○○) 【修士課程】 修士(○○)	【専門職学位課程(専門職大学院)】 法務博士(専門職) 教職修士(専門職) ●●修士(専門職)	
大学	【大学の学部・学科】 学士(○○)	【大学の専門職学科】 学士(●●専門職)	【専門職大学】 ●●学士(専門職)
短期大学	【短期大学】 短期大学士(○○)	【短期大学の専門職学科】 短期大学士(●●専門職)	【専門職短期大学】 ●●短期大学士(専門職)

※ ○○;主として学問分野、 ●●;主として職業・産業分野 (●●は、必ず職業・産業分野)

●参照条文

<学位の種類>

【学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）】 ※改正後の規定

第百四条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

③・④ （略）

⑤ 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。

⑥ 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

⑦ （略）

【学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）】 ※改正後の規定

（専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位）

第二条の二 法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分	学 位
専門職大学を卒業した者に授与する学位	学士（専門職）
専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	短期大学士（専門職）

（専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位）

第五条の五 法第百四条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）とする。

<学位の分野>

【学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）】 ※改正後の規定

別表第一

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
学士（専門職）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
（略）	（略）
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
短期大学士（専門職）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

＜学位の表記＞

【学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）】

（専攻分野の名称）

第十条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の名称）

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。

【「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」

（平成29年9月21日付29文科高第542号文部科学事務次官通知）

4 学位規則の一部改正

（2）留意事項

- ① 各専門職大学等において「学士（専門職）」又は「短期大学士（専門職）」の学位を授与する際には、「○○学士（専門職）」、「○○短期大学士（専門職）」のように、適切な専攻分野の名称を「学士（専門職）」、「短期大学士（専門職）」の前に付記するものとする。付記する専攻分野の名称については、修めた課程の特徴をより明確に表すよう、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とすること。
- ② （略）